

◆◆◆ 緊急地震速報利用者協議会、平成20年度定期総会の開催

緊急地震速報の周知・広報については、気象庁をはじめとした政府一体となった取り組みが功を奏し、その知名度はかなり向上してきております。また、ここ数ヶ月の大きな地震の発生に際して緊急地震速報が発表され、テレビや新聞などでこれらについて大きく報道されたこともあり、緊急地震速報に対する国民の関心が急激に高まってきました。このようなことから緊急地震速報利用者協議会の会員数も増加し、7月現在の会員数は136に達しています。

平成18年12月に緊急地震速報利用者協議会が発足後、2回目の定期総会が7月4日（金）に日本教育会館の大会議室において開催され、会議室を埋め尽くすほどの多くの会員の出席がありました。また、定期総会に先だち、前日の7月3日に（財）気象業務支援センターの会議室で理事会が開催され、阿部勝征（東京大学名誉教授）会長をはじめとする理事による平成19年度の活動等の報告と平成20年度の計画についての審議が行われました。

総会での主な審議内容は次のとおりで、いずれも事務局からの原案が承認され、新しい事業計画及び予算に沿った平成20年度（平成20年6月～同21年5月）の活動がスタートしました。

・主な審議内容

- ①役員の変更及び会員の動向について
- ②平成19年度事業報告
- ③平成19年度収支決算報告
- ④緊急地震速報利用者協議会規約の改正（会費の変更）について
- ⑤平成20年度事業計画
- ⑥平成20年度予算

・平成20年度の事業計画の主なもの

①周知・広報活動

緊急地震速報の一般への提供開始一周年を期に、周知・広報活動の一環とし展示会等のイベントや講演会を開催することを検討する。具体的事項については、総合部会で取り扱うこととする。

②ロゴマークとピクトグラムの普及

平成19年度当初に制定したロゴマークとピクトグラムの広範な利用に向けてさらなる周知等を行うこととする。

③外部のイベントへの協賛

緊急地震速報の認知度の向上、緊急地震速報関連機器等の普及や当協議会会員の事業の振興のために、気象庁及び地方自治体等の要請等に基づき、各種イベントに協賛することとする。

④緊急地震速報に関する提言

緊急地震速報のより効率的な利活用等に関する会員からの要望をとりまとめ、気象庁をはじめとする関係機関へ提言することとする。

⑤緊急地震速報の利活用に関する資料の収集と公開

緊急地震速報の仕組み、情報の流れ、利活用のしかたなどに関する各種の資料を広く収集し、協議会のホームページで公開する。

⑥緊急地震速報受信端末等のガイドラインの制定

「緊急地震速報の端末等のあるべき姿について検討すべき」との提案については、昨年度、外部の専門機関にその検討を委ね、（社）電子産業技術協会（JEITA）が中心となりガイドライン案の検討が行われた。今年度は、同案について総合部会での検討を経て、このガイドラインを緊急地震速報利用者協議会として推奨することとする。

⑦ホームページのリニューアル

緊急地震速報の周知・広報のためにホームページは重要な役割を果たしており、全面的なリニューアルを実施し、情報共有の手段としてより積極的な活用をはかる。

総会の後半では、株式会社まちづくり計画研究所代表取締役所長で防災・危機管理ジャーナリストの渡辺 実氏を講師に迎え、「岩手・宮城内陸地震（2008.6.14）緊急地震速報の現状と課題」と題して6月14日に発生した地震について講演をしていただきました。同氏は、NPO法人日本災害情報サポートネットワーク理事長でもあり、マスメディア等で広く活躍しておられ、これま

で緊急地震速報について各方面で積極的な取材により、その有効活用や問題点などを指摘し、緊急地震速報が究極の減災情報として機能するよう提言をされてきています。先般の中国・四川省の大地震の際には被災地でその実態を取材され、その結果はテレビ等でも報道されており、ご存知の方も多いことと思います。6月14日に発生した「平成20年岩手・宮城内陸地震」では、当日現地に入り、精力的な調査・報告をなされています。

講演では、同氏が実際の現場に足を運んだ「平成20年岩手・宮城内陸地震」で、「一般向け緊急地震速報」をテレビやラジオがどのような伝えたか、また、「高度利用者向け緊急地震速報」がどのように利用されたかなどについて聞き取り調査により集められた生の声をもとに、この中でどのような問題点があったのか、また、それを解決するためにはどのように、何をしたらよいかなどの詳しい報告がありました。同氏は、緊急地震速報は究極の減災情報であるとし、今後、緊急地震速報をより多くの国民が利用し、その恩恵を受けるために検討すべきいくつかの課題も提案されました。

緊急地震速報利用者協議会では、これらを含む多くの課題を解決すべく、今後、さらなる検討を進め、緊急地震速報が国民の財産と生命を守るために役立つ究極の減災情報となることをめざして、緊急地震速報の周知、広報や会員と気象庁をはじめとする関係機関との連携を密にした活動等を行っていくことにしています。

(財団法人気象業務支援センター配信事業部長 加藤芳夫)